

県有施設への太陽光発電設備等導入調査業務 企画提案募集要領

この要領は、県有施設への太陽光発電設備等導入調査業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 委託事業名
県有施設への太陽光発電設備等導入調査業務
- 2 事業目的
本業務は、本県における最大限の太陽光発電設備の導入を目指し、民間事業者のPPA方式のサービス等により、本県の保有する施設及び土地を活用して自家消費型太陽光発電設備を導入する場合の最適なモデルを調査・検討するもの。
- 3 業務内容
別紙仕様書のとおり
- 4 契約期間
契約締結日から令和7年3月10日（月）まで
- 5 事業費（委託上限額）
金28,875,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 実施場所等
宮城県内一円

第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に

該当しない者であること。

- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- 9 委託業務を的確に遂行する能力を有し、当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- 10 令和 3 年度から令和 5 年度までの間に地方自治体が発注する公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査に関する同種または類似の受注実績を有すること。
- 11 共同事業体にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 全事業者が上記 1 から 9 までを満たしていること。
 - (2) また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。
 - (3) 構成員が、他の企業連合の構成員として又は単独により本企画提案に参加していないこと。

第 3 スケジュール

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------|
| 1 | 企画提案募集及び質問受付開始 | 令和 6 年 4 月 12 日（金） |
| 2 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和 6 年 4 月 23 日（火） 正午 |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和 6 年 4 月 26 日（金） 午後 5 時 |
| 4 | 企画提案への参加申込期限 | 令和 6 年 5 月 9 日（木） 正午 必着 |
| 5 | 企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 5 月 13 日（月） 正午 必着 |
| 6 | 一次審査（書面審査） | 令和 6 年 5 月 14 日（火） |
| 7 | 本審査（プレゼンテーション審査） | 令和 6 年 5 月 16 日（木） 予定 |
| 8 | 選定結果通知 | 令和 6 年 5 月下旬 予定 |
| 9 | 見積合わせ・契約締結 | 令和 6 年 6 月中旬 予定 |

※一次審査は、原則として応募者が 5 者を超えた場合のみ実施する。

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

第 4 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付
 - (1) 受付期限
令和 6 年 4 月 23 日（火） 正午まで（必着）
 - (2) 提出方法
 - イ 指定様式（様式第 1 号）を用いて、電子メールにより提出すること。
 - ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
kankyop@pref.miyagi.lg.jp
（宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班）
 - ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月26日(金)午後5時までに宮城県環境生活部環境政策課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

- イ 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部
- ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第3号) 1部
- ハ 応募資格を満たす業務実績を証する契約書の写し等 1部

(2) 提出期限

令和6年5月9日(木)正午(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書(任意様式) 紙媒体1部及び電子ファイル

※A4版両面印刷(カラー印刷可)とし、表紙及び目次を除き20ページ以内(添付資料を含む)とする。

※ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。

(2) 企画提案書の構成

別紙「企画提案書の構成について」のとおり。

(3) 提出期限

令和6年5月13日(月)正午(必着)

(4) 提出方法

書面 持参又は郵送

電子データ 電子メール、データ送信サービス、CD-ROMの郵送等

(5) 提出先

宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側
電子メールアドレス kankyop@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班)

第5 業務委託候補者の決定

1 審査内容

(1) 一次審査（書類審査）

イ 実施日 令和6年5月14日（火）

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記第6の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。

(2) 本審査（プレゼンテーション審査）

イ 実施日 令和6年5月16日（木） 予定

ロ 実施場所

宮城県行政庁舎内会議室

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

ハ 審査の実施方法

(イ) 出席者は1提案につき3名以内とする。

(ロ) 1提案者あたりの持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ハ) 応募のあった企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(ニ) プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(ホ) 社会情勢等により参集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合、実施方法については別途通知する。

ニ 評価・選定方法

(イ) 宮城県が設置する選定委員会において、下記第6の審査項目及び配点に基づき提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。

(ロ) 業務委託候補者は、各委員評価点の平均が、満点の6割以上の提案者の中から選定する。

(ハ) 各委員の評価点の高い順に順位付けし、1位をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。また、採点の結果、1位をつけた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。なお、評価点が高点の場合、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

(ニ) 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計 100 点）とする。※配点は一次審査・本審査ともに同様

	審査項目	配点	審査の視点
1 業務遂行能力	① 業務実施体制	10	○業務の目的や内容を理解し、目的達成のために適切かつ具体的な役割分担や人員配置を行っているか。 ○円滑な連絡体制が整えられているか。 (例：宮城県内に活動の拠点を持つ、Web会議を行う環境が充実している)
	② 業務実施工程及び進捗管理	5	○業務全体の流れやスケジュールは適切で、期限内の業務完了を確実に遂行できるものであるか。
	③ 事業化の実績	10	○過去3か年に行った同種または類似業務について、業務後、事業化に結び付いているか。
	小計 25点		
2 企画提案能力	① 業務内容の理解度	5	○業務の目的を良く理解し、目的達成のために適切な提案となっているか。
	② 業務① 敷地内設置	25	○有望施設の抽出方法や抽出後の順位付け、課題の整理方法が明確かつ合理的か。 ○優先導入施設における個別施設詳細調査の実施方法及び内容が明確かつ合理的か。 ○優先導入施設における導入手法（オンサイトPPA、リース、自己所有）や契約方法の比較、事業採算性を評価する方法が明確かつ合理的か。 ○適切な導入容量や設置レイアウト等を提案する内容となっているか。 ○発電想定量や二酸化炭素排出削減量のシミュレーション方法が明確かつ合理的か。
	③ 業務② 敷地外設置	25	○本庁舎を含む需要地を合計2か所以上、選定し、ベストマッチングを調査する方法が専門的かつ創意工夫のあるものとなっているか。 ○導入手法（オフサイトPPA、自己託送等）や契約手法の検討が明確かつ合理的か。 ○適切な導入容量や設置レイアウトを提案する内容となっているか。 ○発電地の余剰電力について、県内企業へ電力供給する等、県内企業への波及効果を見据えた内容となっているか。 ○事業採算性を評価する方法が明確かつ合理的か。（採算性を評価するためのイニシャルコストへの県の補助額のシミュレーション等）
	④ 実効性のある成果物の作成	10	○業務完了後の事業者公募を考慮した業務となっているか。
	⑤ 独自性	10	○業務の成果を高めることが期待できる効果的な独自提案があるか。または、目的達成に向け、仕様に定めた以上の独自の業務提案があるか。
	小計 75点		
合計 100点			

第7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- 1 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- 2 本実施要領等に従っていない場合
- 3 選定委員会におけるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- 4 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 5 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- 6 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 7 その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

第8 選定結果の公表方法・内容

- 1 選定結果の通知
 - (1) 一次審査結果の通知 ※応募者が5者を超えた場合のみ実施
審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を文書で通知する。
 - (2) 本審査結果の通知
所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する（令和6年5月下旬予定）。
- 2 選定結果の公表
審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第9 仕様の決定及び契約

- 1 仕様の決定
審査結果の通知後、県と業務委託契約候補者が協働して仕様を調整し、決定する。
- 2 見積合わせ
仕様の決定後、見積合わせを行う。日時及び場所等については後日通知する。
- 3 契約
見積結果の通知後、速やかに契約手続を開始し、契約を締結する。

第10 提出関係書類の様式

- 1 質問書 様式第1号
- 2 参加申込書 様式第2号
- 3 宣誓書 様式第3号

第11 注意事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果物の利用
本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、

自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 受注者は、県に対して、成果物に係る著作権者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、宮城県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、宮城県と協議することとする。

(6) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。

(7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(8) 本業務は、国の補助金を財源として実施する予定であり、補助金が未交付又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。

第12 問い合わせ先

宮城県環境生活部環境政策課 環境計画推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2663

企画提案書について

1 企画提案書の構成について

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

なお、企画提案書の枚数はA4版両面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き20ページ以内とする。作成方法については、文字サイズ10.5ポイント以上、ファイル形式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint形式及びPDFファイルの限りとする。

※仕様書に掲げる業務の目的を達成するために、より効果的な取組等を提案する場合は、必要な項目を網羅する場合に限り、以下の構成によらず企画提案書を作成し、提案することを妨げない。

(1) 表紙

「委託業務名」、「事業者名」「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を記載すること。

(2) 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

(3) 全体計画

イ 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

ロ スケジュール

ハ 人員体制

ニ 業務内容別の説明

(イ) 敷地内設置による電力供給に関する調査（調査①）

○太陽光発電設備の設置に有望な県有施設の抽出

○有望施設の順位付け

○優先導入施設における個別施設詳細調査の実施

○優先導入施設における導入方針・基本計画案の作成

(ロ) 敷地外設置による電力供給に関する調査（調査②）

○ベストマッチングの調査

○導入手法等の検討等

ホ 概算見積書

仕様書の項目ごとに、直接経費及び共通して生じる経費について、数量・単位・単価を明示し、費用の内訳・積算根拠がわかるように記載すること。

ヘ 同種または類似業務の受託実績と当該業務実施後の事業化の状況

2 企画提案に求める視点について

(1) 行政コストの最適化

再エネ導入量はもちろんのこと、イニシャルコストや長期的なランニングコスト（電気料金や維持費用等）の評価を重視することで、「事業採算性」を意識した調

査提案を期待する。

(2) 抽出及び選定方法の創意工夫

調査に関するノウハウを最大限生かし、既存の枠組みに固執せずに多様な視点を持つことで、調査後には事業者公募等の検討に繋がるよう、実効性のある調査提案を期待する。

(3) 県内企業への波及効果

ベストマッチングにおける余剰分の電力供給や、Jクレジット制度の活用等、県内企業の利用に供するスキームを検討し、地域振興に繋がる提案を期待する。